

富山県消費生活相談員資格試験受験料等助成事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）第21条の規定に基づき、富山県消費生活相談員資格試験受験料等助成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、消費生活相談体制の強化を図るため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験（以下「消費生活相談員資格試験」という。）の受験に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、富山県内に居住する者であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 補助金申請年度に消費生活相談員資格試験に合格した者
- (2) 「富山県消費生活相談員人材バンク」に登録を希望する者

(交付の対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象経費及び補助金額は次の表のとおりとし、消費生活相談員資格試験の受験1回限りとする。

補助対象経費	補助金額
消費生活相談員資格試験に要する次の経費 (1) 受験手数料（事務手数料、払込手数料を除く） (2) 第2次試験受験に要する公共交通機関利用料金（上限20,000円）	左記の(1)と(2)の合算額に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨て）

(交付申請)

第5条 規則第3条の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書及び実績報告書（様式第1号）に次の表に掲げる書類を添えて、毎年度2月末日までに知事に提出しなければならない。

書類
(1) 合格証等の写し (2) 第2次試験受験票の写し (3) 第2次試験に要した交通費内訳書（様式第2号） (4) 口座振込依頼書（様式第3号） (5) 富山県消費生活相談員人材バンク登録申請書（富山県消費生活相談員人材バンク設置要領 様式第1号）

(交付決定及び額の確定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書及び実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行うとともに交付すべき額を確定し、申請者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。